

物産販売店舗等取扱商品の条件と事業者の資格要件について

1 取扱商品の条件

店舗における取扱商品は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 農林水産物（畜産物を含む）については新潟県内で生産、収穫されたものであること
- (2) 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品など）については以下のいずれかに該当するものであること
 - ① 商品の主要な原材料が新潟県産であり、商品の製造または加工の最終段階が新潟県内に活動の拠点を置く者（以下、県内事業者という）によって行われていること
 - ② 商品の主要な原材料が新潟県産であり、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者により行われていること
 - ③ 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階及び販売を県内事業者が行っていること
 - ④ 商品の主要な原材料が県外産であり県外の事業者により製造または加工された商品であっても、その企画及び販売を県内事業者が行っていること

原材料	加工地	県内	県外
	県内	○ (①)	△ (②)
県外	○ (③)	△ (④)	

○：満たしている

△：条件付きで満たしている

- (3) 食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法、農薬取締法、薬機法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本産業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと
- (4) PL保険（生産物賠償責任保険）もしくは一般の賠償保険等に参加し、商品が原因による事故等が発生した場合に、商品の製造者により、被害者の救済ができること
- (5) 特許、実用新案等の係争中ではない商品、或いは係争の恐れがない商品であること

2 商品の取扱いを希望する事業者の資格要件

- (1) 商品を安定的に供給できる経営基盤、資金等を有すること
- (2) 納付が義務付けられている都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと